

発議第1号

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について

標記の議案を別紙のとおり、遊佐町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年3月15日

遊佐町議会

議長 土門治明殿

提出者 遊佐町議会議員 高橋冠治

賛成者 遊佐町議会議員 吉塚英一

同 菅原永章

同 松永裕美

同 游佐光保

(別紙)

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議

2月24日、ロシアは、世界中の平和を望む切なる願いに反し、ウクライナへの侵略を開始した。さらに現在は、核の力を背景に国際社会の一層の安定を脅かしている。

ロシア軍の侵略により多くの人々が住み慣れた地を追われ、避難を余儀なくされている。武力攻撃は居住地にも及び、幼い命が奪われるなど罪のない民間人にも被害が広がっている。

このようなウクライナの主権と領土を侵害する行為は、明らかに国際法、国連憲章に違反しているだけでなく、重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。

また、今般のロシアの行動は、欧州にとどまらず、我が国、固有の北方領土での軍事演習を行うなど、海を挟んで対面する日本はもとより、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねないので、断じて看過できない。

よって、本議会は、重大な人権侵害と主権侵害に当たるロシアのウクライナへの侵略に対し断固抗議するとともに、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月15日

遊佐町議会